

歯科 エリアマップ3区 A-2

鷺の巣歯科クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:00~12:30	●	●	●	●	●	●	●	●
14:30~19:00	●	●	●	●	●	●	●	●

■茂原市鷺巣706-3
■TEL:0475-26-4618
【診療科目】歯科、矯正歯科

あり

問題 何の地図記号かな？



1. 金融機関
2. 郵便局
3. 病院

答え: 3病院

建設・リフォーム エリアマップ10区 E-5

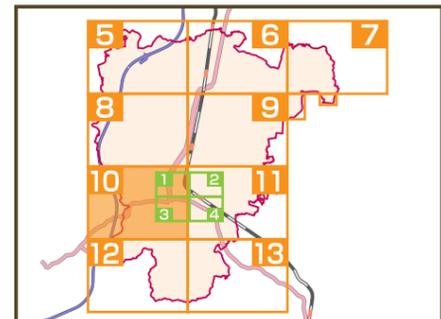
看板・塗装・建築

SATOPEN 株式会社 サトペン

看板・塗装・内装の事ならお任せください！
千葉県知事許可 第24489号

■茂原市早野972 ■FAX:0475-22-5100
■TEL:0475-24-6846 ■定休日/第2・4・5土曜、日曜、祝日
■営業時間/8:00~17:00 ■E-mail:info@satopen.com
■URL:http://www.satopen.com/

あり



歯科 エリアマップ10区 E-4

全室個室診療・予約制・急患随時受付

さくら歯科クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:00~13:00	●	●	●	●	●	●	●	●
14:30~18:30	●	●	●	●	●	●	●	●

【診療科目】
歯科・矯正歯科
小児歯科・歯科口腔外科

※休診日: 水曜、日曜、祝日

■茂原市早野1138-11
■TEL:0475-36-3748

あり(10台)

医療費控除をご存知ですか？

医療費控除とは、自分自身や家族が一年間にかかった総医療費を確定申告することによって、税金から控除することです。

家族全員の一年間の総医療費が10万円を越えた場合、その差額分が医療費控除の対象となります(生命保険等で医療費の一部が補填された場合は更にその金額を差し引いたものとなります)。また所得が200万円以下の場合には医療費が所得の5%以上になった場合その差額が対象です。

申告には病院からの領収書や薬局のレシートなどが必要になります。つい忘れて捨ててしまわないように注意しましょう。通院費用については領収書のないものが多いですが、家計簿などに記録するなどして実際にかかった費用について明確に説明できるようにしておいてください。

初めての申告には戸惑うこともあると思います。詳しくはもよりの税務署にお問い合わせください。

計算してみましょう!

◆医療費控除の対象となる金額

家族で1年間にかかった医療費 - (保険金などの補填) + 10万円 (所得が200万円以下の場合には所得の5%)

= **医療費控除額 (最高限度は200万円)**

※医療費控除額は実際に還付される金額とは異なります
参考: 国税庁HP

